



認定薬局制度について（薬局向け）

はじめに

- 近年、高齢者への多剤投与の問題やがん患者等の外来治療への移行を背景に、薬局には、地域包括ケアシステムの一員として、県民の皆様へ安全かつ有効に医薬品を提供する役割が求められています。
- このため、患者さんが薬局を選択しやすくなるよう、特定の機能を有する薬局（「地域連携薬局」と「専門医療機関連携薬局」）を認定する制度が令和3年8月からスタート！

地域包括ケアの一員として、認定を受け、患者さんに寄り添ったより良い薬物療法の提供、地域住民の方々の健康寿命の延伸に向けて取り組んでいきましょう！

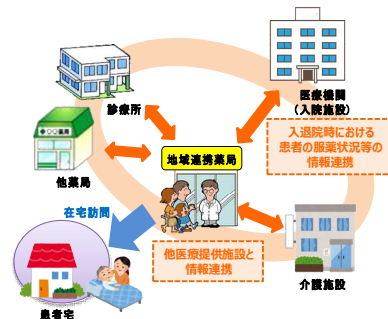


地域連携薬局

- 地域連携薬局とは、
- 外来受診時だけではなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応し、
 - 他の医療提供施設の医療従事者との連携体制を構築した上で、様々な療養の場に移行する患者さんの服薬情報等の情報共有を行いながら、質の高い薬学的管理を行う薬局です。

主要要件

- 構造設備（プライバシー、高齢者、障害者等への配慮など）
- 他の医療提供施設との情報共有（入退院時等の情報共有の実績など）
- 安定的に薬剤を供給する業務の体制（麻薬・無菌調剤への対応、研修修了薬剤師の配置など）
- 在宅医療への対応（在宅業務の実績、医療材料の提供体制）

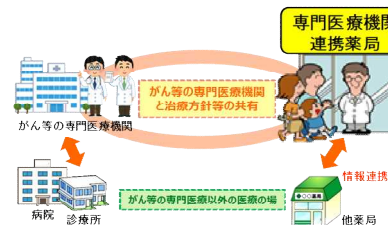


専門医療機関連携薬局（がん）

- 専門医療機関連携薬局とは、
- がんの専門的な薬学管理が必要な利用者に対して、他の医療提供施設との密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局です。

主要要件

- 構造設備（プライバシー、高齢者、障害者等への配慮など）
- 他の医療提供施設との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、がん患者の服薬情報の共有実績など）
- 専門的な薬学的知見に基づく業務の体制（がんの専門薬剤師の配置など）



認定申請手続（令和3年6月～）

- 提出書類
 - 1 申請書
 - 2 構造設備と体制の概要（チェックリスト※）及びその添付書類
※右記二次元コードのページからダウンロードできます
 - 3 診断書（申請者・責任役員が精神機能の障害により業務を適切に行うことができないおそれがある場合）
- 手数料（静岡県収入証紙）：11,000円（新規、更新） ※有効期間は1年間
- 提出先：管轄保健所



認定薬局のページ

保健所	管轄
賀茂保健所（0558-24-2057）	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町
熱海保健所（0557-82-9115）	熱海市・伊東市
東部保健所（055-920-2107）	沼津市・三島市・裾野市・伊豆の国市・清水町・長泉町・函南町・伊豆市
御殿場保健所（0550-82-1223）	御殿場市・小山町
富士保健所（0545-65-2153）	富士市・富士宮市
中部保健所（054-644-9289）	焼津市・藤枝市・島田市・川根本町・牧之原市・吉田町
西部保健所（0538-37-2247）	磐田市・袋井市・森町・掛川市・御前崎市・菊川市・湖西市
静岡市保健所（054-249-3158）	静岡市
浜松市保健所（053-453-6135）	浜松市

認定薬局に関する相談先

静岡市・浜松市：静岡県健康福祉部薬事課（054-221-2412）
その他の市町：管轄保健所

静岡県 認定薬局

検索

